

【F】令和4年度「小中学生発掘活動支援事業」実施要項

1 目的

ジュニアアスリート（小中学生）の発掘・育成・強化を促進させることにより、国民体育大会等での活躍を足掛かりに国際大会等で活躍する、県民に夢や感動を与えることができるアスリートの輩出の可能性を高めるとともに、競技人口の拡大を図る。

2 補助対象競技

県スポーツ協会加盟対象40競技団体（ジュニアのないクレ射撃を除く）のうち、希望する団体

①水泳 ②ボート ③セーリング ④カヌー ⑤陸上 ⑥サッカー ⑦テニス ⑧ホッケー ⑨ボクシング ⑩バレーボール ⑪体操 ⑫バスケットボール ⑬レスリング ⑭ウエイトリフティング ⑮ハンドボール ⑯自転車 ⑰ソフトテニス ⑱卓球 ⑲軟式野球 ⑳相撲 ㉑馬術 ㉒フェンシング ㉓柔道 ㉔ソフトボール ㉕バドミントン ㉖弓道 ㉗ライフル ㉘剣道 ㉙ラグビー ㉚山岳 ㉛アーチェリー ㉜空手道 ㉝銃剣道 ㉞なぎなた ㉟ボウリング ㊱ゴルフ ㊲トライアスロン ㊳スケート ㊴アイスホッケー ㊵スキー
--

3 補助対象者

原則として小学校5年生～中学校3年生を対象とする。

4 補助対象事業

競技人口の拡大や、各競技に高い適性を有する小中学生を発掘することを目的に競技団体が実施する体験教室や運動能力測定会等。

5 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月末まで

6 希望調査期間

令和4年3月7日（月）から令和3年3月24日（木）まで

7 補助額

事務局で精査のうえ、決定する。

8 補助対象経費

謝金、旅費（交通費・宿泊費）、需用費、役務費、使用料及び賃借料

9 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県スポーツ協会補助金交付要綱による。

10 留意事項

- （1）組織的に一貫指導を推進するための責任者・委員会等を設置し、内容の充実を図ること。
- （2）原則として県内全域を対象とすること。また、対象とする選手の選考基準を明確にすること。
- （3）選手の育成にあたっては、県立スポーツ科学情報センターの測定を積極的に活用すること。
特に、小学生については、神経系や調整力等を高めるトレーニングを取り入れること。
- （4）練習会や合宿については、年間を通して継続的に実施すること。
- （5）事業前に必ずスポーツ傷害保険に加入すること。
- （6）申請書を事業開始1ヶ月前に提出すること。
- （7）報告については、領収書の原本並びにスポーツ傷害保険証書（証書写しでも可）を提出すること。
- （8）押印の取扱いについて、様式11「補助金交付申請書（交付申請書）」は、「署名又は記名押印」、様式12-4「謝金領収書」、様式12-5「交通費支払調書」は、「署名又は押印」で事務処理し、様式11「補助金交付申請書（実施希望調査申請書）」、様式12「補助金実績報告書」は、公印（押印）不要で事務処理すること。